



生徒指導部だより

第1号

令和5年4月

秋田県立十和田高等学校

生徒指導部発行

★★★ 新学期が始まって★★★

来年度の鹿角小坂地区統合校の開校を控え、1・2年生は統合校の制服を着用しますが、昨年度から2種類の制服が校内に存在しています。それぞれに「十高生の整容」が定められています。内容を確認し、誤解のないように生活をしてください。1・2年生はワンポイント付のソックスは認められていません。また、1年生は中学校と高校の違いを理解し、高校生としての自覚を持った行動を心掛けてください。2・3年生は良き先輩として、1年生の手本となるように主体的に行動していきましょう。



★スマートフォン・携帯電話の使用について

- (1)校舎内では電源を切り、バッグ等にしまい、使用を禁止する。ただし、校外での学習活動、学校行事、部活動中などは、学校(担当職員)に預けるか、自己管理をすること。
- (2)放課後(下校時)に、保護者等への連絡がある場合のみ、生徒昇降口に限り、短時間の利用を認める。
- (3)事故防止のため、登下校時は操作を控える。(自転車乗車中の操作は道路交通法で禁止されている)
- (4)公共の場や列車内などでは電源を切る等のマナーを守ること。
- (5)ネット社会において守るべきルールやモラルを持ち、正しい使い方をすること。SNS 等において、他人の誹謗・名誉毀損、写真の無断掲載等は決してしてはならない。
- (6)上記に違反した場合は、一時預かり等の指導をする。

法規・法令に違反した行為や SNS などへの誹謗中傷の書き込みや写真の無断掲載は特別指導の対象となります。



本校においても ICT 教育の一環として、「情報モラル」等の指導を行ってまいります。ご家庭におかれましてもスマホ・携帯の使用方法について、ルールを定めるなどご指導いただけますようお願いいたします。

★自転車ヘルメットの努力義務化について

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。昨年1年間に自転車乗車中の事故で死傷した人のうち、死亡した人の占める割合は、ヘルメットを着用していなかった場合が、着用していた場合のおよそ2.6倍だったことがわかっています。しかしながら、今月初め、全国13の都府県で着用率を調べたところ、全体の4%にとどまっていることが警察庁のまとめでわかりました。

ヘルメットの中にはツバ付きやハット型のファッション性の高いヘルメットも販売されています。自分自身の身は自分で守るためにも、自転車乗車時はできるだけヘルメットを着用するようお願いします。

ヘルメット着用状況別の致死率
(東京都内 2018~22年)



自転車乗車中死者の損傷主部位比較
(東京都内 2018~22年)

